

令和8年度 葛飾区特定地域型保育事業に対する指導検査実施方針

8 葛子施第 64 号
令和8年4月 13 日
子育て支援部長決裁

1 指導検査の基本方針

区は、特定地域型保育事業に係る指導検査では、次項に掲げる重点事項を中心に、児童福祉法等関係法令、葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例や指導検査基準等に基づき、施設の運営状況を確認し、安定した保育運営と保育の質の更なる向上に結びつくよう助言及び指導を行う。

指導検査の結果、必要な助言及び指導を行い、関係法令等に違反する事項が判明した場合は、速やかな改善及び期限内の改善報告を求めていく。さらに、検査後、指導事項が多い施設は、改善状況を確認するとともに、継続的に訪問し、改善に向けた助言を行っていく。

2 指導検査の重点事項

(1) 運営関係

ア 職員の状況

(ア) 職員の配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。

また、開所時間中、適正に保育士を配置しているか。

(イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適切か。

(エ) 苦情対応の仕組みを整備し、利用者への周知がされているか。

イ 安全対策の状況

(ア) 在籍児童に見合う基準面積と、保育室の安全は確保されているか。

(イ) 安全計画を策定し、安全確保に係る取組等を確実にしているか。

(ウ) 消防計画及び避難確保計画を策定し、消防署、区に提出しているか。

また、災害非常時の対応マニュアルが整備され、職員会議等で職員間での共通理解が図られているか。職員が緊急時に具体的な対応ができるよう避難訓練、消火訓練、救命救急訓練等が行われているか。

ウ 利用者の人権の擁護、虐待の防止

(ア) 利用者の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

(イ) 利用者の人権擁護、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。

(2) 保育関係

ア 保育所保育指針等の徹底

(ア) 子どもの人権に配慮した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) 食物アレルギーのある子どもに対してマニュアルに沿った適切な対応が図られており、すべての職員にその対応策が徹底されているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事中、プール活動・水遊び中及び園外保育時等の事故防止に配慮しているか。また、園外保育時においては、事故防止のため、引率職員の役割分担や危険箇所の事前確認ができており、子どもの状態等に応じて職員間の連携が図られているか。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）にかかる事故発生時には、原因究明を十分行い、事故の再発防止策が講じられているか。

(エ) 食中毒・感染症の予防対策が徹底されているか。

エ 食事の提供の状況

(ア) 給食の献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。

(3) 会計関係

ア 適正な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適切に作成され、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

(ウ) 保護者から実費徴収があった場合、法や国通知等に基づき処理がされているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 資産管理が適正に行われているか。

(イ) 会計責任者と出納職員を区別するなど、経理に関する内部牽制体制が確保されているか。

3 関係部署との連携

(1) 指導検査の結果、違反や疑義等が認められた場合は、運営及び認可所管部署と連携し、必要な措置を行う。

(2) 通報・苦情・相談等、重大な違反等が疑われ、運営及び認可所管部署より指導検査等の依頼があった場合は、機動的に対応する。

4 指導検査対象施設

(1) 家庭的保育事業（保育ママ） 1 1 施設

(2) 小規模保育事業 1 5 施設